

質問に対する回答（五島市企業誘致プロモーション業務）

	質問	回答
1	<p>仕様書にある「視察5社」という最終KPIを達成するにあたり、中間指標として設定されている「面談10社」「フォーム返答率1%（4,000件送付）」というプロセスについてです。</p> <p>もし、最終目標である「視察5社」の精度や確度をより高めることができる場合、上記の中間指標やアプローチ手法に縛られず、別の施策をこちらからご提案させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>最終的な成果を最大化するための工夫を検討したく、お考えをお聞かせいただけますと幸いです。</p>	<p>「面談10社」や「フォーム返答率1%（4,000件送付）」といった中間指標は、仕様書に明記された基本事項であり、プロジェクトの進行管理や成果測定の重要な基準となっております。したがって、これらの中間指標の変更は原則として認めておりません。</p> <p>一方で、仕様書に記載のない施策やアプローチ手法につきましても、最終目標である「視察5社」の精度および確度を高めることを目的として、ご提案いただくことは可能です。</p>
2	<p>仕様書「視察ツアーの催行など一切の業務」に関し、招聘企業5名分の往復旅費（航空券・宿泊費等）は、委託料に含めるべき実費という認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>相違ありません。</p>
3	<p>視察時の「地元企業等との意見交換」について、視察企業の業種に応じた候補企業の選定やアポイント調整等、市からの情報提供や支援を頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
4	<p>業務の専門性を高めるための再委託（一部業務委託）は可能でしょうか。また、その際に再委託先の名称や実績を提案書に記載することは可能でしょうか。</p>	<p>業務の全部又は主体部分に該当しない範囲で、かつ事前に市の承諾を得た場合に限り、再委託が可能です。</p> <p>また、再委託先の名称や実績を提案書に記載することは可能ですが、内容によっては承認されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>【参考】 本業務に関する契約は、当市が提案する業務委託契約書案に基づき締結されますが、その規定には、「この契約について業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。」と定められています。</p> <p>これに該当しない場合については、「第三者に委託する場合には、あらかじめ市の承諾を得なければならない。」とされています。</p>
5	<p>「情報通信業を中心」とありますが、それ以外で市が特に誘致を希望する業態や、優先度の高いターゲット属性（規模や拠点形態等）があればご教示ください。</p>	<p>特に指定はありません。</p>

	質問	回答
6	<p>過去の類似施策における成果と、現状の課題をご教示ください。また、その際のアプローチ済み企業リストやターゲットリストの共有・提供は可能でしょうか。</p>	<p>成果と現状の課題については、以下のとおりです。</p> <p>【成果】</p> <p>R5：フォーム送信数 5,834 社、リード獲得 52 社 オンライン面談 10 社、視察ツアーなし</p> <p>R6：フォーム送信数 5,000 社、リード獲得 54 社 オンライン面談 10 社、視察ツアーなし</p> <p>R7：フォーム送信数 5,002 社、リード獲得 71 社 オンライン面談 14 社、視察ツアー参加 6 社</p> <p>【課題】</p> <p>本業務により五島市に興味をもっていたいただいた企業との繋がりはできたが、企業誘致には至っていない。</p> <p>また、アプローチ済み企業リスト、ターゲットリストについては、契約締結後であれば、共有および提供が可能です。</p>